

第十六回 参議院外務委員会會議錄第四号

昭和二十八年六月二十五日(木曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 徳川 頼貞君
佐多 忠隆君

委員

草葉 隆圓君
古池 信三君
梶原 茂嘉君
高良 とみ君
羽生 三七君
加藤 シヅエ君
鶴見 祐輔君

政府委員

外務省条約局長 下田 武三君
郵政省郵務局長 松井 一郎君

本日の會議に付した事件

○千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び關係諸約定の批准について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)
○本委員会の運営に関する件

○委員長(佐藤尚武君) では只今より外務委員会を開きます。

本日の議題は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び關係諸約定の批准について承認を求めの件であります。

本日出席しておられる政府委員は外務省条約局長下田武三君であります。質問のある方は順次御発言をお願いいたします。

たします。

○梶原茂嘉君 郵便業務の経費に對する加盟国の分担の規定があると思ひますが、等級が分れておる、あその單位と、日本がどういふ基準でどういふカテゴリーに、分類に属するか、その点を一つ。

○委員長(佐藤尚武君) それでは下田政府委員から。

○政府委員(下田武三君) 松井郵務局長から補足的な御説明があるかと思ひますが、条約では分担金の等級といひまして、一等から七等までの段階に分れておりますが、日本は戦前からずっと一等であつたわけでございます。一等と申しますのは二十五單位を負担するわけでありまして、この等級のきめ方は各国の郵便を交付ける郵便の通数でございますとか、或いは郵便の局数でございますとか、或いは郵便の運送の距離、そういうものを基準としてきめられておると承知いたしております。なお詳しいことがございまして、松井郵務局長から。

○委員長(佐藤尚武君) 政府委員の郵政省郵務局長松井一郎君が出席になりましたから、どうぞ局長から御説明をお願いします。

○政府委員(松井一郎君) 各国がどういふふうな割合で分担金をやるかというふうな点についてのお尋ねだろうと思ひますが、先ほど下田条約局長からのお答えにありましたように、大体においてそういうことを考慮に入れてやられておりますが、そのほかなお會議

における何と申しますか各国の、一等国なら一等国とかいうような一つの大きなつばな感じというふうなものもありまして、一応原案的なものを事務局のほうで作りました各會議に諮る、會議のほうでそれを異存なければ認めるというふうな慣習にすつと来ておる部面が非常に多いのでありまして、先般の會議におきましてこれをもう少し合理的な角度から改正したかどうかというふうな提案もあつたわけでありまして、併しこれを機械的に割出すということになりますとこれ又非常にいろいろな問題があるので、長い間の慣習において各国がそれらのまゝ分担金をきめる、單位というものをこういふふうなわけにしているのだから、当分はこのまゝで進行するやないかというふうな恰好でござつております。そこで日本は戦争前には御承知のように、日本、朝鮮並びにその他の屬領という、実は三票の投票権を行使してございまして、そういう意味におきましても郵便會議における一等国であるという体面もありまして、これはいろいろ、なその他はかりに理窟付けもありませんが、やはり一等国というふうになつてございまして、終戦後初めて日本がパリ条約に入るときに、実は日本からの申出でなくして、國際事務局のほうから是非日本は一等の從來の例によつてから是非もらいたいということがあつたわけでありまして、その当時まだの条約にも入つていない時期でありまして、まあ折角そういうことならば金額にいたし

まして、今日の日本金に換算いたしまして大体四百万円そこ／＼の金でありますから、向うの申出をそのまま受入れたわけでありまして、昨年御承知の通り私ども昨年のブラッセル會議におきまして、新しくこの會議における實施連絡委員會、一種の常任理事国というふうなものができたわけでありまして、こういうところへ日本がやはり積極的に立候補したというふうなことに鑑みまして、やはりこういう負擔金は一等国並みのものを持つていた方が、そういう意味合の発言力というものがやはり大きくインフルエンスを持つたものと私どもは感じたわけでありまして。

○梶原茂嘉君 單位というのと、どの程度になつてゐるのでしょうか。

○政府委員(松井一郎君) 單位は約千四百二十金フランという形になつております。金フランは現在の為替相場に換算しまして大体日本金の百二十円になつております。

○梶原茂嘉君 そうしますとこの條約に加盟して批准されても負担の關係は從來よりも増すわけではないのですか。

○政府委員(松井一郎君) 從來と同じでございます。

○梶原茂嘉君 通常の郵便の業務以外に約定で規定されるものは七つほどあります。そのうち二つがまだで、五つに參加して、二つは參加しない御説明のようですけれども、參加しないのはどういふ理由でありましょうか。

○政府委員(松井一郎君) 從來日本が加入してございませぬ約定のうちで、郵便に關しては、新聞紙及び定期刊行物の予約に關する約定というのがございまして、これはお互いの国の新聞紙及び定期刊行物というものの予約交付といたつたような業務というものを各郵便局においてやりまして、そして或る郵便局へ申込みすれば、外国の新聞雜誌でもちゃんとそれが取れるというふうなことが主たる内容となつておる約定でございます。これは御承知のように、あのヨーロッパ方面におきましては大体において新聞社が新聞を日本のように配達するという業務は殆んどやつておりません。大部分は新聞を購読しようという場合には、郵便局といつたようなところへ申込みで、そうして郵便局宛てにどの何新聞の購読者が幾らあるというリストがありまして、で或る一括新聞社から送つて来たものを郵便局から配達して来る、こういう形になつておりますので、国が相接している關係上お互いに他国の新聞雜誌というものの購読者も非常に多いわけでありまして、そういう便宜上こういう約定ができておりますが、日本の場合におきましては、實際上そこまで日本の郵政省が各国のそういう日刊新聞その他の取扱店をやるほどの必要もないと思ひます。そういう關係上この條約にはまだ日本としては入る時期ではないという意味合でこれは入つておりません。併し將來これは入りたいと思へばいつでも入り得るわけでございます。

す。それからもう一つは現金取立に關する約定というのがございますが、これは実は集金郵便の日本で昔ございまして、ああいう仕事でございまして、で今内閣の制度といたしまして、集金郵便という制度は日本として今やっております。関係上、この点についても当然やりたくない、かように考えております。

○梶原慶喜君 本条約とそれから關係の附屬の約定の条項の中で、現在日本で実施しておらない事項が大部分あるのであります。頂きました資料によりますと、あれはこの改正条約を批准することによつて、同時に日本でも始めることになるわけでしょうか。

○政府委員(松井一郎君) 大体この郵便の条約は、全般として性質的に申上げますと、通常郵便に關しては条約自身身としては大體義務的なものであります。そのほかの約定につきましても、これはこれに入らないか任意的なものであります。ところが通常郵便の中におきましても、又約定の中におきましても、必ずしもすべてが単一的に強制的になつておるわけではございません。或る問題については、二国間の間に協議が整つた場合にはこういうことをやつてもよろしい、或いはその国の国内法との調整を考へてこれはやつていいか悪いかを各政府に委しておるといふようなものがあるわけでありまして、ここへ挙げましたものは、大體において日本の現在の状況においては差当り実行がむずかしい、或いは実行することがむずかしい日本の国内法との調整上は適當でないだろうといふようなものを一応こゝへ掲げてあるわけであり

まして、勿論これはぜひこれをやらなければならぬ義務はございません。併し他方これをやりたければいつでもやり得るというものでございまして、ただ厳密にそういう意味合において、日本としてはこの程度のものは差当りやらないであらうという問題であります。○梶原慶喜君 今度の改正、新しいこの条約なり附屬の約定の關係で国内法改正なり、新しい立法法の必要のものがあるのでしょうか。

○政府委員(松井一郎君) これを批准いたしますれば、これ自身直接法律という形に通るわけでありまして、これに伴つて特に日本の国内立法を必要とするものはございません。この範圍内において必要なものは手続的に省令で定められることとなります。

○梶原慶喜君 省令で定められる分があるわけですね。

○政府委員(松井一郎君) ございませう。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございせんか。ほかに御発言もないうでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。それでは質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方はそれ／＼賛否を明らかにしてお述べ頂きます。……別に御発言はございせんか。別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

のと認めます。それではこれより採決に入ります。

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び關係諸約定の批准について承認を求めるの件について採決をいたします。右案件について承認を与えることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致でございませう。よつて本案は承認すべきものと決定いたしました。なお本會議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければなりません。これらは慣例により委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願い申し上げます。

【多数意見者署名】

羽生 三七 梶原 茂嘉
佐多 忠隆 加藤シヅエ
鶴見 祐輔 古池 信三
徳川 頼貞 草葉 隆圓

○委員長(佐藤尚武君) それでは郵便条約關係の審議はこれで終了いたしました。が、次回にかける議題について御相談をお願いしたいと思存しますので、理事の方々はあとに暫くお残りを願いたいと思存します。それで只今佐多委員長から資料の問題について何か御提議がある模様でございますから、どうぞ。

ある模様でございますから、どうぞ。

○佐多忠隆君 この委員会の開会劈頭において資料特にMSAに關係する資料を相当まとめて御配付願いたいと思存しておいたのですが、まだ余り配付がないようであります。特に今日配付された資料の中に、新聞電報でそれども、オルムステッド將軍が日本側と相互安全保障協定を檢討中であるという言明をしたことに對して國務省がそれを否定する言明をいたして、その否定をする言明だけは今日遅滞なく頂いたのでございますが、これの前提になつておられるところのMSA援助に關する閣議の議事録そのものについては何ら配付も何もない。むしろそういうものこそ一つ遅滞なく御配付を願いたい。それから更にお願いしてあつたのは、相互安全保障協定の一九五四年の綱領自体、それから綱領の説明書、それからその説明書をめぐつて上下兩院の外交委員會でなされたダレスの報告、スタッセンの報告、ウィルソン国防長官の報告、ハムフリー商務長官の報告、それらのものを是非至急に御配付を願いたい。それからそれを配付願つた上でこの否定の言明を拝見することの方が順序だと思ふ。ただ否定したやつだけを非常遅滞なくお配付願つて、その前のやつは全部配付せられないのは誠に困ると思ふ。こいつを至急にお願ひしたいと思ふ。

○政府委員(下田武三君) 只今のオルムステッド將軍が証言いたしましたそれをあと廻しにして、その否定に關する國務省の言明を先に配付いたしました点でございますが、実は衆議院でこの証言が問題になりました、外務省といたしましてあの新聞でしか見ませ

ん。これはアメリカの議會におきまする証言もやはり相當の日数をたちましてからプリントされまして配付されまうので、それを大使館が入手いたしました航空便で外務省に送つて来るということになりましたので、實際の正確な發言のテキストは、やはりアメリカの國會の議事録によるほかないと思ひますが、それまでは多少日数がかかるかと思ひます。ただ新聞に出ておる程度の正確なものではたつた或いは差上げられると思ひますが、それではもう皆様お読みだろうと思ひます。それからなぜ國務省の否定が先に配付されたかという、衆議院でこの發言に關しまして質問がございまして、外務大臣が、日本は交渉を現にしていけないのにこういう發言があつたのは、誠に不解に堪えないから確かめてみるというところを言明されました。それでアメリカは、あれは確かに事實に相違してありますので正確なことをやはり発表するといふことになつたとして、國務省がそういうステートメントを出しましたが、そのステートメントは電報で直ちに外務省に届いておるのであります。この後者の方はオフィシャルな正確なテキストでありますから別に他意はないので、前者につきましてはオフィシャルなテキストがないといふことで、後者につきましてはオフィシャルなテキストを先に入手いたしました。そういう關係でございます。なおその他の資料につきましてはなるべく早めにお手許に差上げたいと思ひます。

○加藤シヅエ君 五月二十五日に九州の香椎線の海ノ中道駅で乗務中の機関車の乗務員に對して一米軍人による傷

害事件が発生したのでございますが、そのことについて外務省としては報告を受けていらつしやいますでしようか。

○政府委員(下田武三君) 実は私それらの方を所管いたしておりませんのでよく存じませんが、伊関国際協力局長に必要に応じて来てもらいますれば御答弁できると思ひます。

○加藤シヅエ君 今日でなくてよろしくございますから、次の機会にこのことについて報告を受けたいと存じますから、お願いいたします。

○委員長(佐藤尚武君) それでは今の問題は来週火曜日に多分委員会を開くことになると思ひますので、その際伊関局長から御説明頂くことにします。

○佐多忠隆君 その来週火曜日に若し委員会を開きになるのであれば、そのときにやはりMSAに関して、事務局でいいと思うのですが、一応の御説明を当委員会においてお願いしたいと思ひます。

○委員長(佐藤尚武君) MSAに関する事務局の一応の説明、これは下田局長如何ですか。

○政府委員(下田武三君) 結構だと思ひます。

○委員長(佐藤尚武君) それではそういうことにいたします。ほかに御発言はございませんか。

○高良とみ君 この前視察いたしました御報告を申し上げたことと、PDのかかつておりましたものに対する特別調査の御説明を承りたいことを申し上げたいと思つたのですが、なお理事会で御研究を頂きたいと思ひます。その敷地及び契約等の経過を伺いたいと思ひます。

思ひます。

○委員長(佐藤尚武君) それでは散会後理事會をここで開いて頂きますから、そのときに御協議を頂きますようにお願いいたします。

○高良とみ君 なお水産庁からも水産資源のほうと行政協定の実施状態の關係とを承りたいと思ひます。特に北海道、東北地区に関するものを承りたい。

○委員長(佐藤尚武君) それでは先ほど申し上げました通り、理事のかただけお残りを願ひまして、それではこれぞ委員会を散会いたします。

午後二時零分散会

六月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案

一、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案

（この法律の目的）

第一条 この法律は、生活の困窮のため帰国を希望する日本国民又は在留する国の官憲から退去強制等の処分を受けて帰国しなればならない日本国民で、自己の負担において帰国することができず、且つ、領事官がその帰国を援助し、又はその退去強制等の処分の執行に關し当該国の官憲に協力する必要があると認めるもの（以下「帰国者」といふ。）について、船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七條に規定する場合を除く外、領事官がその帰国のため講ずべき措置等を定めることを目的とする。

（船長に対する送還命令）

第二条 領事官は、帰国者が船舶（船員法第一条に規定する船舶をいう。以下同じ。）により帰国する場合においては、当該船舶に乗り組む船長に対し、帰国者の本邦までの送還を命ずることが出来る。

（帰国費の貸付）

第三条 領事官は、前条の規定により船長に対し帰国者の送還を命ずることができない場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、その帰国のため必要な旅費（以下「帰国費」といふ。）を貸し付けることができる。

2 前項の規定により帰国費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、帰国費の貸付を申請しなければならない。

3 第一項の規定において帰国費とは、領事官の駐在する国から本邦までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が帰国するため必要な最低限度のものをいふ。当該国から帰国のため出発するまでの間において帰国者の生活又は医療処置のため必要があると認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要な最低限度の費用を含むものとする。

（帰郷費の貸付）

第四条 厚生大臣は、帰国者に対し、その帰国の際、政令で定めるところにより、その帰郷のため必要な旅費（以下「帰郷費」といふ。）を貸し付けることができる。

（帰国費及び帰郷費に対する利息）

第五条 第三條第一項の規定により貸し付ける帰国費及び前条の規定により貸し付ける帰郷費には、利息を附さないことができる。

（帰国費、送還費及び帰郷費の償還）

第六条 第三條の規定により帰国費の貸付を受けた帰国者は、帰国後すみやかに、その貸付を受けた帰国費を外務大臣に償還しなければならない。

2 第二條の規定により本邦に送還された帰国者は、帰国後すみやかに、その送還に要した費用（以下「送還費」といふ。）を、当該船舶の船舶所有者（船員法の適用を受ける船舶所有者をいう。以下同じ。）に償還しなければならない。

3 第四條の規定により帰郷費の貸付を受けた帰国者は、帰郷後すみやかに、その貸付を受けた帰郷費を厚生大臣に償還しなければならない。

4 帰国者が帰国費、送還費又は帰郷費の全部又は一部を償還することができないときは、その帰国者の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）は、その帰国費、送還費又は帰郷費のうち償還されなかつた部分を償還しなければならない。

5 前項に規定する場合には、外務大臣、船舶所有者又は厚生大臣は、帰国者の扶養義務者中の何人に対しても、それぞれ帰国費、送還費又は帰郷費の償還の請求をすることができる。

6 前項の規定は、第四項の規定により帰国費、送還費又は帰郷費を償還した扶養義務者が、民法第八百七十八條及び第八百七十九條の規定により扶養の義務を履行すべき者に対し求償することを妨げるものではない。

7 外務大臣は、船舶所有者が第二項、第四項及び第五項の規定により帰国者又はその扶養義務者から送還費の全部又は一部の償還を受けることができなかった場合には、政令で定めるところにより、その帰国者又はその扶養義務者に代つて、その船舶所有者に対し、償還されなかつた金額を償還することができる。

8 外務大臣は、前項の規定により、送還費の全部又は一部を船舶所有者に償還したときは、その償還した金額の限度において、船舶所有者に代位するものとする。

（帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理）

第七条 外務大臣が前条第一項、第四項及び第五項の規定により帰国費の償還を受けることができなかった場合若しくは同条第八項の規定により船舶所有者に代位した場合又は厚生大臣が同条第三項、第四項及び第五項の規定により帰郷費の償還を受けることができなかった場合において、外務大臣又は厚生大臣は、帰国者又はその扶養

昭和二十八年六月二十五日

第二条の規定により大使及び公使に支給する期末手当のうち六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを同法施行の日から五日以内に支給する。

6 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定は、前項の期末手当の額について準用する。この場合において、同項中

「それぞれその支給日」又は「支給日」とあるのは「在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 一 号）施行の日」と、「職員」とあるのは「大使及び公使」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額、合計額」とあるのは「俸給月額」と読み替へる。二十

新「新」と読み替へるものとす
る。

11:00	11:10	11:20	11:30	11:40	11:50
-------	-------	-------	-------	-------	-------

NO	M ⁻ HCO	M ⁻ OHO	M ⁻ PHO	M ⁻ NHO
----	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

001, 11	0111, 11	000, 11	000, 11	000, 11
000, 11	0101, 11	0100, 11	0100, 11	0100, 11
000, 11	0100, 11	0100, 11	0100, 11	0100, 11
000, 11	0100, 11	0100, 11	0100, 11	0100, 11

0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

南アフリカ連邦	二、三、三〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八六〇	四、一六〇	三、四七〇	三、三〇〇	二、六四〇	二、〇一〇
キユールパ	二、三、三〇〇	二、二一〇	八、八八〇	七、七〇〇	六、六六〇	五、七六〇	四、九三〇	四、〇三〇	三、三六〇	二、五九〇	二、〇三〇
コスタ・リカ	二、三、三〇〇	九、九二〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、〇二〇	四、四六〇	三、七五〇	三、〇三〇	二、四六〇	二、〇三〇
パナマ	二、三、三〇〇	二、〇一〇	八、八八〇	七、七〇〇	六、六六〇	五、七六〇	四、九三〇	四、〇三〇	三、三六〇	二、五九〇	二、〇三〇
ヴェネズエラ	二、三、三〇〇	二、〇一〇	八、八八〇	七、七〇〇	六、六六〇	五、七六〇	四、九三〇	四、〇三〇	三、三六〇	二、五九〇	二、〇三〇
ボリヴァ	二、三、三〇〇	九、九二〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、〇二〇	四、四六〇	三、七五〇	三、〇三〇	二、四六〇	二、〇三〇
イラン	二、三、三〇〇	二、〇一〇	八、八八〇	七、七〇〇	六、六六〇	五、七六〇	四、九三〇	四、〇三〇	三、三六〇	二、五九〇	二、〇三〇
オーストリア	二、三、三〇〇	九、九二〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、〇二〇	四、四六〇	三、七五〇	三、〇三〇	二、四六〇	二、〇三〇
ルクセンブルグ	二、三、三〇〇	二、〇一〇	八、八八〇	七、七〇〇	六、六六〇	五、七六〇	四、九三〇	四、〇三〇	三、三六〇	二、五九〇	二、〇三〇

に改め、同表領事館の項中

を	二〇〇〇	二〇一〇	二〇二〇	二〇三〇	二〇四〇	二〇五〇
---	------	------	------	------	------	------

に改める。

部を次のように改正する。

第三条 日本政府在外事務所設置法

(昭和二十五年法律第百五号)の一

第六條から第十二條まで及び別表を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条中「及びその給与」を削る。

第二條の表を次のように改める。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

一 日本政府在外事務所増置令
(昭和二十七年政令第三百六十)

二 在外公館増置令（昭和二十八

年政令第三十六号)

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、旅券法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案
旅券法の一部を改正する法律
旅券法(昭和二十六年法律第二百
六十七号)の一部を次のように改正
する。

第七條第一項中「渡航先の變更を受けようとする者」を「渡航先に變

更を生じた者」に改める。

第八條第一項中「渡航先の追加を受けようとする者（一般旅券の交付を受けた者を含む。）」を「当該申請

に保る渡船先へ一般旅客の交付を受

記載された渡航先」の「外新たな渡航先に渡航しようとする者」に、「申請しなければならぬ。」を「申請し当該一般旅券に渡航先の追加を受けなければならない。」に改め、同条第

4 国内における公用旅券の渡航先

の追加の請求は、各省各庁の長が、外務大臣に左の各号に掲げる書類を提出してするものとする。

一 公用旅券渡航先追加請求書一

通

二 公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券

5 国外において、全用旅券に記載された渡航先（国外において公用旅券の発給を請求した後まだその交付を受けていない者にあつては、当該請求に係る渡航先）の外、新たな渡航先に渡航しようとする者は、前項各号に掲げる書類の外、渡航先の追加を必要とする理由を立証する書類一通を、もよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、渡航先の追加を請求し当該公用旅券に渡航先の追加を受けなければならぬ。

第九條第一項中「変更を生じ、当該一般旅券の書換発給を受けようとする者」を「変更を生じた者」に、「申請しなければならぬ」を「申請し当該一般旅券の書換発給を受けなければならぬ」に改める。

第十條第一項中「なくなつたこと」の下に「等」を加え、同項後段中「なくなつた」の下に「等の」を加える。

及び「外務大臣が指定する特定の用務により」を削り、「必要があるものは」の下に「国内においては」を、「外務大臣が」の下に「、国外においては領事官が」を加える。

第十三条第一項第四号中「該当して刑に処せられた者」を「掲げる罪につき訴追されている者又は同条各

号の一に該当して刑に処せられた者」に改め、同項第一号を同項第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号として次のように加える。

一 生命、身体又は財産の保護が得られないと認められる渡航先に渡航しようとする者

第十三条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第十九条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十三条第一号を同条第四号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同条第一号から第三号までとして次のように加える。

一 第七条第一項の規定に違反して、新たに一般旅券の発給を受けず、本邦を出国した者

二 第八条第一項又は第五項の規定に違反して、渡航先の追加を受けないで当該旅券に記載されていない渡航先に渡航した者

三 第九条第一項の規定に違反して、書換発給を受けないで当該一般旅券を行使して本邦を出国した者

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、浅間山地域の米軍演習地化反対に関する請願（第五七四号）

一、北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情（第一〇九号）

一、浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情（第一二二一号）

第五七四号 昭和二十八年六月八日受理
浅間山地域の米軍演習地化反対に関する請願
請願者 長野県北佐久郡軽井沢町長 佐藤恒雄外一名
紹介議員 羽生 三七君

日米行政協定合同委員会より勧告の在日米国軍山岳冬期演習地を浅間山地域に設置することは、（一）軽井沢在住町民二万を始めとして浅間周辺十箇町村の経済生活と生活の根拠を破壊する。（二）清純な風紀と教育的環境を破壊する。（三）親米の知識人および文化人を失ひ反つて日米協力の重大な障害となる。（四）軽井沢町の理想と歴史とその性格を全く変ずる。（五）地震国日本の火山活動研究に重大な障害となる。（六）き観動植物の繁殖と研究を阻害し、浅間の自然科学博物館を破壊する。（七）上信越高原国立公園中最も秀麗特異な景観を失うことにより国立公園は事実上まつ殺される。（八）政府が法律第二百五十三号によつて表明した軽井沢国際親善文化都市建設は事実上終息する等の理由から反対であるとの請願。

第一〇九号 昭和二十八年六月九日受理
北海道大島の米軍演習地化反対に関する陳情
陳情者 北海道松前郡大島村長 富江徳蔵

北海道大島を米軍演習場とすること、は、漁礁、も礁を破壊して海底に沈下させ魚族、も類の絶滅を招来し、大島村漁民に経済的圧迫を加える結果となり、漁民の死活に関する重大問題であるから、大島の演習地化を極力避けるよう善処せられたいとの陳情。

第一二二一号 昭和二十八年六月九日受理
浅間山地域の米軍演習地化反対に関する陳情
陳情者 長野県知事 林虎雄外一名

浅間山地域の米軍演習地化に關し、（一）軽井沢の国際親善文化観光都市としての将来に暗影を与えること、（二）国立公園特別地域地帯を破壊すること、（三）東大浅間火山観測所の研究が阻害されること、（四）本地帯観光価値が喪失すること、（五）農耕地の被害その他風紀上の問題等よりこれが使用には反対するとの陳情。

六月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。（予備審査のための付託は五月二十一日）

一、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件

一、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

一、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件

一、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

一、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。